富士宮信用金庫

## 代金取立手数料の改定について

平素より富士宮信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、当金庫では、令和4年11月に「電子交換所」が設立されることに伴い手形・小切手等の交換方法が変更となることから、下記のとおり代金取立手数料を改定させていただきますのでお知らせいたします。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、安定的な決済サービスのご提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 代金取立手数料の改定について
- (1)改定日令和4年11月4日(金)受付分より
- (2) 改定内容

(税込)

改定前			改定後	
取扱区分		手数料	取扱区分	手数料
静岡手形交換所内 即時入金可能な 手形・小切手 (期日管理なし)	当金庫本支店 (同一店舗含む)	無料	電子交換 (1 枚につき)	660円 (即時入金可能な手形・ 小切手は無料※1)
	他行庫宛	無料		
静岡手形交換所内 手形・先日付小切手等 (期日管理あり)	当金庫本支店 (同一店舗含む)	220円		
	他行庫宛	220円		
静岡手形交換所外 取立手形・小切手 (期日管理あり)	他行庫宛	880円		
静岡手形交換所外 個別取立(普通扱い)	他行庫宛	880円	個別取立※2 (1通につき)	1,100円
静岡手形交換所外 個別取立(至急扱い)	他行庫宛	1,100円		

- ※1. 期日管理を要するものは660円の取立手数料がかかります。
- ※2. 改定後の「個別取立」とは、電子交換所に参加しない金融機関を支払場所とする手形・ 小切手など、郵送対応が必要なものを指します。

## 2. 電子交換所について 電子交換所についての説明は、別紙「リーフレット」をご参照ください。

## 3. 手形・小切手に代わる電子的決済方法への移行

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら 2026 年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

当金庫では、手形・小切手に代わる決済サービスとして「インターネットバンキング」による振込および「でんさい(電子記録債権)」の利用といった電子的決済手段を用意しておりますので、ぜひご利用をご検討ください。

## 4. 本件に関するお問合せ

ご不明な点がありましたら、窓口までお問い合わせください。

以上